

無許可で商品先物取引の勧誘を行う業者に気をつけて!!

～勧誘されても、ハッキリと断りましょう～



- ◆ 商品先物取引法に基づく国の許可を受けていない業者が、一般消費者に対して、シカゴ大豆の先物取引や金のCFD取引(店頭取引)を行うことで、被害が生じているとの相談が寄せられています。
- ◆ 商品先物取引法に基づく許可を受けている業者かどうかは、農林水産省及び経済産業省のホームページ等で確認できます(裏面)。
- ◆ 無許可業者から勧誘を受けても契約・取引を行わないで下さい。



農林水産省



経済産業省

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

○ 国内市場でも海外市場でも商品先物取引の勧誘は、国の許可を受けた適正な業者しか営業を行うことができません。

○ 下記の事例のような相談が寄せられていますので、ご注意ください。

勧誘パターン

[事例1]

○ある高齢者の自宅に「金のCFD取引は貯金のようなもので、損はしません。絶対儲かります。」との電話があり、勧誘を受けた。

その日のうちに契約し、翌日から取引を始めた。

気がつくといつの間にか原油の取引になり、その後、損が出たので追加でお金を振り込んで欲しいと連絡があったので言われるままに振り込んだ。

半年間で約1000万円支払い、営業マンからは利益が出ていると言われたので、今すぐ解約したいと連絡したところ、「今やめたらもったいない。」と言われ、お金を返してくれない。

[事例2]

○20代男性に、「財テクのお話です。近くまで来ているのでお会いできませんか。」と電話があり、あまりにもしつこかったので、断るつもりで仕事帰りに会うことに。

会社の近くのファミリーレストランで、シカゴの大豆取引について、取引のガイドやグラフなどの資料を見ながら、4時間以上も説明を聞かされた。早く家に帰りたいかったので、仕方なく契約を交わした。

翌日、「保証金を払って下さい。」と電話連絡があったので、お金が無いと伝えたら、営業マンに消費者金融に連れて行かれ、50万円を借りて支払わされた。



《無許可業者に関する苦情・お問い合わせは下記の相談窓口まで》

■大豆、コーン、砂糖等の農産物については

農林水産省

商品先物相談窓口

03-3501-6730



又は以下各地方農政局事業戦略課等

北海道 011-642-5485 (農政事務所)

東北 022-221-6146

関東 048-740-0113

北陸 076-232-4233

東海 052-223-4619

近畿 075-414-9024

中四国 086-224-9415

九州 096-211-9311

沖縄 098-866-1673 (総合事務局)

(農林水産省HP

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/index.html>)

■金、プラチナ、原油等の経済産業物資については

経済産業省

商品先物相談窓口

03-3501-1776



又は以下本省及び各地方経済産業局消費者相談室

本省 03-3501-4657

北海道 011-709-1785

東北 022-261-3011

関東 048-601-1239

中部 052-951-2836

近畿 06-6966-6028

中国 082-224-5673

四国 087-811-8527

九州 092-482-5458

沖縄 098-862-4373 (総合事務局)

(経済産業省HP

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>)